

農薬を使用される皆様へ

【周囲を気にせず農薬を散布していませんか？】

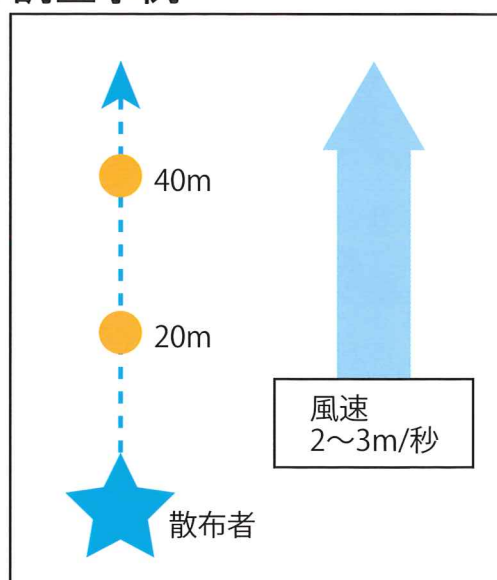
農薬の飛散には 十分気をつけましょう!!

農薬は、適切に使用すれば安全な資材ですが、使用に当たっては、農薬飛散が近隣ほ場や周辺住民に影響のないよう十分な注意をお願いします。

注意!

農薬は意外と遠くまで飛んでいる!!

～ 感水紙による飛散状況の調査事例 ～



●…感水紙



40m 地点



20m 地点

調査方法

動力噴霧器を用いて追い風時の飛散状況について感水紙の反応により調査した。

※感水紙とは…

水滴が付着すると変色する試験紙

※風速 2 ～ 3m/ 秒とは…

(顔に風を感じる。木の葉が動く。風見も動きだす。)

調査結果

風速2～3m/秒の場合、飛沫は、40メートル以上先にまで飛ぶ!!

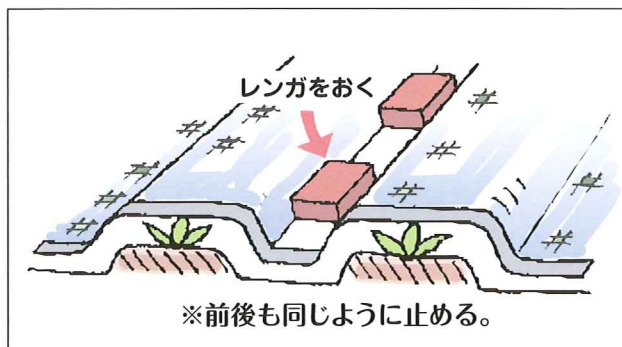
ポイント1

適期防除に努めましょう！

- ・病虫害の早期発見に努め、最小限の農薬散布を行いましょう。
- ・害虫の捕殺や防虫網の活用等による物理的防除を優先的に行いましょう。
- ・適正な肥培管理で病虫害に負けない農作物づくりを行いましょう。



粘着板による捕殺



防虫ネットのべた掛けによる害虫の侵入防止

ポイント2

農薬は、ラベルに記載された内容に従って使用しましょう。

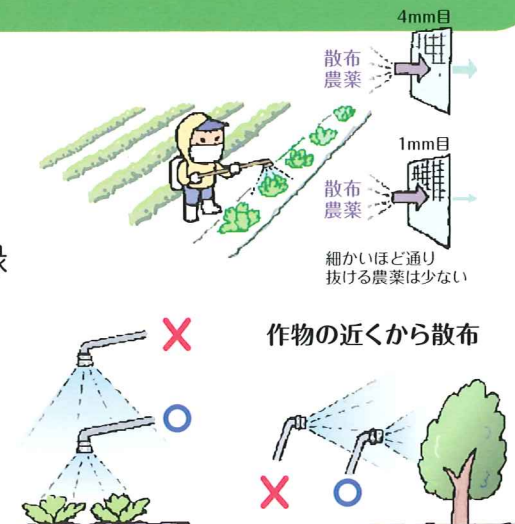
- 1 登録された農薬を使用する
(農林水産登録第〇〇〇号)
- 2 その農薬に適用がない作物へは使用しない
- 3 使用量または濃度を超えて使用しない
- 4 使用時期(収穫前日数など)を守る
- 5 総使用回数以内で使用する
- 6 注意事項を確認し使用する

☐ 登録番号 登録番号のないものは農薬ではなく、農地では使用できません。		☐ 使用回数 この回数より多く使用してはいけません。																									
☐ 使用量・希釈倍数 これより多く使用してはいけません。これより濃くしてはいけません。		☐ 使用時期 これより後に使用してはいけません。																									
☐ 使用作物 記載されている作物以外には使用できません。	☐ 最終有効年月 有効年月を過ぎた農薬は使用しないようにしましょう。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>作物名</th> <th>適用病害虫名</th> <th>希釈倍数</th> <th>使用時期</th> <th>使用回数</th> <th>使用方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇</td> <td>×××</td> <td>1000</td> <td>収穫3日前まで</td> <td>2回</td> <td>散布</td> </tr> <tr> <td>△△</td> <td>×××××</td> <td>2000</td> <td>収穫前日まで</td> <td>3回</td> <td>散布</td> </tr> <tr> <td>□□</td> <td>×××</td> <td>1500</td> <td>収穫7日前まで</td> <td>2回</td> <td>散布</td> </tr> </tbody> </table>		作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	使用回数	使用方法	〇〇〇〇	×××	1000	収穫3日前まで	2回	散布	△△	×××××	2000	収穫前日まで	3回	散布	□□	×××	1500	収穫7日前まで	2回	散布
作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	使用回数	使用方法																						
〇〇〇〇	×××	1000	収穫3日前まで	2回	散布																						
△△	×××××	2000	収穫前日まで	3回	散布																						
□□	×××	1500	収穫7日前まで	2回	散布																						

ポイント3

散布しようとする作物以外に農薬がかからないよう注意しましょう。

- 1 風の弱いときに、風向に気をつけて散布
- 2 散布機の圧力は適度に調整
- 3 散布の方向や位置の確認
- 4 飛散の少ないノズルを積極的に使用
- 5 飛散しにくい剤型や、周辺作物にも登録のある農薬の選定
- 6 防風ネット等や遮へい作物を設置



ポイント 4

農薬の使用履歴を記録し、保管しましょう。

- ・ 農薬を使用した年月日、場所及び対象作物、使用した農薬の種類又は名称、使用した農薬の使用量又は希釈倍数について記帳し、一定期間保管しましょう。



ポイント 5

事前に十分な周知を行いましょう！

- ・ 事前に周辺住民（学校等も含む）に対して、農薬使用の目的、散布日時について十分な周知に努めましょう。
- ・ 公園等の病害虫防除の際には、散布時に立て看板などで表示し、散布区域内に農薬使用者以外の者が入らないよう配慮しましょう。



掲示板による事前通知の記載例

【農薬散布のお知らせ】

○月○日○時～○時ころまで、キャベツの○○病防除のため、○○剤の散布を行います。
園地外への農薬の飛散が最小限になるよう努めますが、近隣の皆様におかれましても「窓を閉める」「洗濯物・布団を取り込む」など、農作業へのご理解とご協力をお願いいたします。

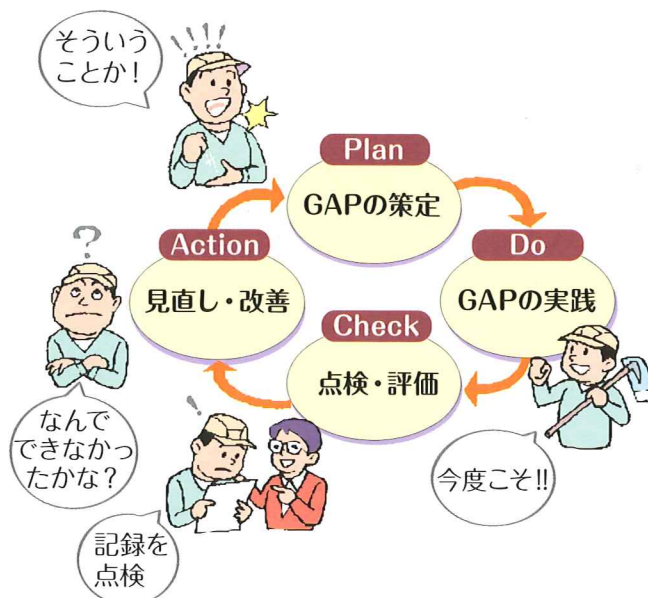
園地の場所： ○○町○○ 公民館西側 生産者： 宮崎 県太郎

ポイント 6

GAP(農業生産工程管理手法)に取り組みましょう！

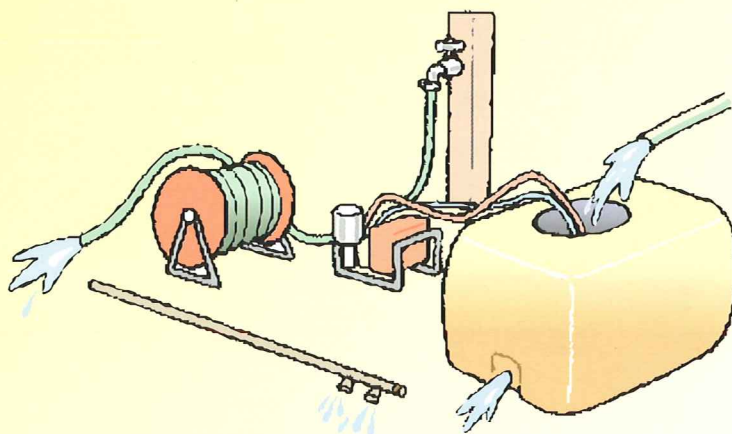
農薬の飛散低減、適切な作業実施等のためには、農薬使用前後の作業手順等のチェックリスト化、実施状況の記録、改善点の把握等の生産工程を管理する手法の導入が極めて有効です。

GAP(農業生産工程管理手法)を活用した農薬関連作業の工程管理に取り組みましょう。



こんなことにも気をつけましょう！

- 水田において農薬を使用するときは、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を守りましょう。
また、止水期間の農薬の流出を防止するために必要な水管理や畦畔整備等の措置を講じるよう努めましょう。
- 農薬の使用前には、防除器具等を点検し、十分に洗浄がなされているか確認しましょう。
また、農薬の使用後には、防除器具の薬液タンク、ホース、噴頭、ノズル等の農薬が残留する可能性がある箇所に注意して、洗浄を十分に行いましょう。
- 農薬等の処理に当たっては、農業団体、農薬販売店等との連携を図り、関係法令を遵守して適正に行いましょう。



この件に関するお問い合わせは、お近くの農業改良普及センター
または、県庁営農支援課（TEL 0985-26-7132）まで

普及センター名	電話番号	管轄地域
中部農業改良普及センター	0985-30-6121	宮崎市、国富町、綾町
南那珂農業改良普及センター	0987-21-9550	日南市、串間市
北諸県農業改良普及センター	0986-38-1554	都城市、三股町
西諸県農業改良普及センター	0984-23-5105	小林市、えびの市、高原町
児湯農業改良普及センター	0983-43-2311	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
東臼杵南部農業改良普及センター	0982-68-3100	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
東臼杵北部農業改良普及センター	0982-32-3216	延岡市
西臼杵農業改良普及センター	0982-72-2158	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町